

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                           | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|------------|------------------------------|---|--|------|---|
| 平成29年4月12日 | 表紙<br>公表日                    | 平成27年12月24日   | 平成29年4月12日   | 事前   | 全項目評価書の再評価                              |
| 平成29年4月12日 | I-1 ③                        | 国保システム、国保・介護・後期 収納管理／<br>滞納整理システム、金融機関・財務連携代行シ<br>ステム、システム基盤(社会保障宛名)、システ<br>ム基盤(税宛名)、システム基盤(個人基本)、シ<br>ステム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤<br>(市中間サーバー)、中間サーバー・プラット<br>フォーム、住民基本台帳ネットワークシステム  | 国保システム、国保・介護・後期 収納管理／<br>滞納整理システム、金融機関・財務連携代行シ<br>ステム、システム基盤(社会保障宛名)、システ<br>ム基盤(税宛名)、システム基盤(個人基本)、シ<br>ステム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤<br>(市中間サーバー)、中間サーバー・プラット<br>フォーム、住民基本台帳ネットワークシステム、<br>国保情報集約システム  | 事前   | 全項目評価書の再評価                              |
| 平成29年4月12日 | I-4 ②                        | (別表第二における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう<br>ち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関<br>係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、2<br>2、26、27、30、33、39、42、46、58、62、<br>80、87、88、93、106の項)  | (別表第二における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法<br>令による給付の支給を行うこととされている<br>者」、「他の法令による医療に関する給付の支<br>給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄<br>(特定個人情報)において関係する給付等の情<br>報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、1<br>5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、<br>58、62、80、87、88、93、97、106、109、<br>120の項)   | 事前   | 全項目評価書の再評価                              |
| 平成29年4月12日 | II-1<br>いつの時点の計数か            | 平成27年4月1日   | 平成28年10月31日  | 事前   | 全項目評価書の再評価                              |
| 平成29年4月12日 | II-2<br>いつの時点の計数か            | 平成27年4月1日   | 平成28年10月31日  | 事前   | 全項目評価書の再評価                              |
| 平成31年3月7日  | I-4 ②法令上の根拠                  | (別表第二における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法<br>令による給付の支給を行うこととされている<br>者」、「他の法令による医療に関する給付の支<br>給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄<br>(特定個人情報)において関係する給付等の情<br>報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、1<br>5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、<br>58、62、80、87、88、93、97、106、109、<br>120の項)  | (別表第二における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法<br>令による給付の支給を行うこととされている<br>者」、「他の法令による医療に関する給付の支<br>給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄<br>(特定個人情報)において関係する給付等の情<br>報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、1<br>5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、<br>58、62、80、87、88、93、97、106、109、<br>119の項)   | 事後   | 番号法の一部改正に伴う文言<br>修正であり、重要な変更にあ<br>たらぬ。  |
| 平成31年3月7日  | I-5 ②所属長役職名                  | 保険企画課長 木村 良彦  | 保険企画課長   | 事後   | 評価書の様式変更に伴う記載<br>の変更のため、重要な変更にあ<br>たらぬ。 |
| 平成31年3月7日  | IV リスク対策                     | (なし)  | 項目を追加  | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追<br>加のため、重要な変更にあ<br>たらぬ。   |
| 令和2年11月27日 | 表紙 個人のプライバシー等<br>の権利利益の保護の宣言 | 札幌市は、国民健康保険に関する事務における<br>特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定<br>個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバ<br>シー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこ<br>とを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事<br>態を発生させるリスクを軽減させるために適切<br>な措置をもって個人のプライバシー等の権利利<br>益の保護に取り組んでいることを宣言する。   | 札幌市は、国民健康保険に関する事務における<br>特定個人情報ファイルの取扱いについて、個<br>人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼ<br>しかねないことを認識し、特定個人情報の漏え<br>いその他の事態を発生させるリスクを軽減させ<br>るために適切な措置をもって個人のプライバ<br>シー等の権利利益の保護に取り組んでいるこ<br>とを宣言する。   | 事後   | 全項目評価書の再評価に併<br>せて変更(文言整理)              |
| 令和2年11月27日 | I-1 ②事務の内容                   | 札幌市では、国民健康保険法及びこれに基づ<br>く条例により、国民健康保険の資格管理、給付、<br>保険料の賦課徴収等の事務を行っている。<br><br>行政手続きにおける特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月<br>31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別<br>表第一の30項により個人番号を利用することが<br>できるのは、国民健康保険法による保険給付<br>の支給又は保険料の徴収に関する事務であ<br>って主務省令で定めるものとなっている。<br><br>については、特定個人情報ファイルを主務省令に<br>定める以下の事務で取り扱うこととする。<br><br>1 資格に関し以下の事務を行う。<br>① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪<br>失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病<br>院・施設入所等)の受理、審査及び処理を行う<br>業務<br>② 国民健康保険資格の管理を行う業務<br>③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受<br>給者証の交付、返還受理、更新を行う(再発行<br>も含む)業務<br>④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受<br>理、審査及び処理を行う業務 | 札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律<br>第192号)及びこれに基づく条例により、国民健<br>康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収<br>等の事務を行っている。<br><br>行政手続きにおける特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律(平成25年法<br>律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の<br>30項により個人番号を利用することができるの<br>は、「国民健康保険法による保険給付の支給、<br>保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事<br>務であって主務省令で定めるもの」となってい<br>る。<br><br>については、特定個人情報ファイルを主務省令に<br>定める以下の事務で取り扱うこととする。<br><br>1 資格に関する事務<br>① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪<br>失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病<br>院・施設入所等)の受理、審査及び処理<br>② 国民健康保険資格の管理<br>③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受<br>給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も<br>含む)<br>④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受<br>理、審査及び処理 | 事前   | 全項目評価書の再評価                              |

| 変更日        | 項目             | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                |
|------------|----------------|--|---|------|--------------------------|
| 令和2年11月27日 | (上記つづき)        | <p>2 保険給付に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 医療機関等からのレセプトの審査および支払いに関する業務</p> <p>② 各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給、管理に関する業務</p> <p>③ 被保険者の所得区分、自己負担限度額の判定に関する業務</p> <p>④ 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の交付、管理に関する業務</p> <p>⑤ 保険給付費の返還、管理に関する業務</p> <p>⑥ 医療費適正化に関する業務</p> <p>3 保健事業に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 特定健診、特定保健指導等に関する業務</p> <p>4 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務</p> <p>② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務</p> <p>③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務</p> <p>④ 国民健康保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理を行う業務</p> <p>⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理を行う業務</p> | <p>2 保険給付に関する事務</p> <p>① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い</p> <p>② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理</p> <p>③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定</p> <p>④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理</p> <p>⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務</p> <p>⑥ 医療費適正化に関する業務</p> <p>3 保健事業に関する事務</p> <p>特定健診、特定保健指導等に関する業務</p> <p>4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務</p> <p>① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務</p> <p>② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務</p> <p>③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務</p> <p>④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理</p> <p>⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理</p> | 事前   | (上記つづき)                  |
| 令和2年11月27日 | (上記つづき)        | <p>5 保険料の収納・滞納整理に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 納付義務者からの納付の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務</p> <p>② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務</p> <p>(項番6追記)</p>  | <p>5 保険料の収納・滞納整理に関する事務</p> <p>① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務</p> <p>② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務</p> <p>6 オンライン資格確認に関する事務</p> <p>オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者証等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。</p> <p>①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理</p> <p>②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理</p>  | 事前   | (上記つづき)                  |
| 令和2年11月27日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成28年10月31日時点  | 令和2年3月31日時点   | 事前   | 全項目評価書の再評価               |
| 令和2年11月27日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成28年10月31日時点  | 令和2年3月31日時点   | 事前   | 全項目評価書の再評価               |
| 令和3年12月24日 | I-4 ②法令上の根拠    | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二   | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更) |